

京都市訓令甲第 20 号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市要休養職員取扱規程の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

京都市長 門 川 大 作

第5条中「行財政局組織・人事担当局長」を「行財政局人事担当局長」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)